

3/5 ; ; 議案第50号 財産の無償譲渡及び無償貸付けについて 白石幹男

- (1) 地方自治法第96条第一項第6号及び地方自治法第237条第2項に対する認識について
- (2) 公有財産を処分するにあたっての行政手続きについて
- (3) 旧小野寺北小の資産価値について
- (4) 無償譲渡・貸付に至るまでの(株)日本理化工業所との交渉に経緯について
- (5) 廃校後に利活用についての地元住民との話し合いについて
- (6) 議会への説明について
- (7) 特定民間企業との関わり方について

何故無償なのか・・・。

当初は有償ですすめていたが、交渉の経緯で[改修に費用が掛かる]・・・

学校が出来る事による「費用対効果」を考えると、効果があると判断した。

議会への説明は地元の説明後の1月15日、住民に貸与の事実を伝えず、廃校活用の利点だけ言うなら住民の賛同が得られやすいはずだ。

寺尾のようにならないために、地元の説明を重視した

議会への説明が後になった経緯については申し訳なかった。

行政と民間が一緒になって地域づくりを進めていくことはとても大切なことだ。

苦渋の選択だった。だが、教育の場が広がるのは地域にとってもメリットだと判断。

なぜ、一社だけなのか疑問である。公募すべきではなかったのか。

癒着しているのではないかと、思われても仕方がないのではないか。